

学校いじめ防止基本方針

静岡県立相良高等学校
令和 7 年 4 月 1 日

第 1 章 基本的事項

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針（平成 30 年 3 月改定）」に基づき、本校におけるいじめの防止等における基本的な考え方、対応等について定めるとともに、それを実施するための体制について定めるものである。

学校いじめ防止基本方針を定めることは、教職員がいじめを個人で抱え込まず、組織として一貫した対応をすることにつながる。また、いじめ発生時における学校の対応を示すことで、生徒や保護者に対して学校生活を送る上での安心感を与え、加害行為の抑止につながるものである。また、策定後は、ホームページ等で公表するとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に生徒、保護者、関係機関等に説明していく。

2 いじめの現状と基本理念

(1) いじめの現状

全国的に、いじめの認知件数は年々増加し、深刻な事態が減少しているとは言えず、いじめに起因する問題が後を絶たないという状況があることを踏まえ、いじめの認知については、件数の多いことが学校や学級に問題があるという考え方をせず、いじめの認知こそが対策のスタートラインであると捉える。

(2) 基本理念

- ア 生徒が安心して生活できるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- イ 生徒が、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、いじめの問題について理解を深めることにより、いじめの防止等に向けた主体的かつ自主的な取組ができるようにする
- ウ 県、学校、家庭、地域住民、その他の関係者の連携の下、社会総がかりでいじめの問題を克服する。

3 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ対策推進法（第 2 条）」を踏まえ、以下のように定義する。

「いじめ」とは、生徒に対して「当該生徒と一定の人的関係のある他の生徒が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

具体的ないじめの表れとして、以下のようなものが考えられる。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(2) いじめの判断

一つ一つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つものとする。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生していることもあるため、いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめと本人が気づいていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認する。

(3) いじめの理解

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうるものと捉える。「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせることを理解し、学級や部活動等の所属する集団において、いじめを許容しない雰囲気となるように日頃から指導及び支援をしていく。

(4) 基本的な考え方

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為であるが、どの生徒にも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての生徒を対象として、いじめの未然防止対策に取り組むことを最重要課題とする。

ア いじめの未然防止

生徒と教職員との信頼関係を大切にし、考え方などの違いを認め合うなど、安心して自分を表現できる集団づくりに努める。

- 具体的には、本校の育てたい生徒像である「自分の可能性を伸ばすために、たゆまぬ努力をする生徒」「社会や環境の変化に適応し、たくましく生き抜いていく生徒」「地域社会と主体的に関わり、より良い社会づくりに貢献できる生徒」の育成のために、生活面では、生徒の人権の尊重、生徒の良さの伸長、自尊感情の育成、他人を思い遣る心の育成、主体的に考え行動する力の育成等を目標として掲げる。
- 学級活動や生徒会活動、道徳教育を活用し、生徒自らがいじめについて考え、議論する場や機会を大切にし、自分たちの問題を課題解決する集団を育てていく。
- 学校外の他者との関わりの中で、自己有用感を高められることが期待されるため、地域ボランティア、地域行事への積極的な参加を推進する。

- 自分の居場所を実感できる学級経営や一人ひとりが活躍できる場面を設定し、仲間との絆を深められる学校行事の運営に努める。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むとともに、学校生活における自己目標を設定させ、生徒の学習意欲の喚起に努める。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、生徒間のいじめを助長したりすることがないように指導方法には十分留意する。

イ いじめの早期発見・早期対応

いじめは、どの生徒にも、どこでも起こりうることから、いじめの早期発見には、家庭、地域、学校が連携・協力して、生徒を見守り続けていくことが求められる。

いじめのサインは、いじめを受けている生徒からも、いじめている生徒からも出ているため、深刻な事態となるのを防ぐためにも、周りの大人が常に生徒に寄り添うことで、生徒のわずかな変化を手がかりにいじめを見つけていくことを心掛ける。

- 具体的には、いじめを訴えやすい機会や場をつくり、生徒や保護者、地域住民からの訴えを親身になって受け止め、すぐにいじめの有無を確認する。
- 「いじめアンケート」を年3回実施するとともに、教育相談室の開放や月2回程度の学校支援心理アドバイザーとのカウンセリング等を通じて、生徒のストレスの状態を確認したりするなど、日頃から心の状態を把握し、いじめの早期発見に努める。

ウ 関係機関との連携

いじめの問題において、家庭、地域、学校の連携・協力だけでは十分対応しきれなかったり、解決に向けて状況が変わらなかつたりする場合、関係機関と連携することが大切であるため、学校や教育委員会において、いじめている生徒に対して指導しているにもかかわらず効果が上がらない場合などには、以下に示す関係機関との適切な連携をとる。

- ・警察、児童相談所、医療機関などの相談機関
- ・県人権啓発センターや地方法務局などの人権擁護機関

第2章 いじめ防止対策

1 組織の設置

(1) 組織の名称

「いじめ防止対策委員会」

(2) 構成員

校長、副校長、教頭、生徒課長、教育相談担当、学年主任、養護教諭

※状況に応じて学級担任、部活動顧問、関係職員を加える

(3) 役割

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うための中核的な役割を担い、教育相談室、生徒指導などの校内体制及び連携する外部の関係機関との協力体制を構築する。具体的な役割は以下に示すとおりである。

- ① いじめ防止対策推進法に基づき未然防止の取組を実施し、進捗状況の把握、取組の検証を行う。
- ②教職員の意識啓発や保護者・地域への情報発信等を行う。

- ③いじめやいじめが疑われる行為が発見された場合は、情報を確認・集約し、対応方針を決定し実行する。
- ④重大事態が発生したときは、まずこの組織が中心となり対応をする。

(4) 校内の指導体制及び関係機関

校内の組織図は別のとおりである。別紙1

2 いじめの防止等のための対策

いじめから生徒を守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの生徒にも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。また、学校では、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要がある。

(1) 未然防止

ア 道徳教育等の推進

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、互いの個性を認め、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、学校行事、生徒会活動、授業等の教育活動全体を通じて道徳教育等の充実を図る。

イ 生徒の自主的活動の場の設定

学級活動や生徒会活動など、生徒が自主的にいじめについて考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。

ウ 保護者や地域への啓発

保護者や地域に対して、生徒の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するよう啓発する。

エ 配慮を要する生徒への支援

学校として特に配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

配慮を必要とすると考えられる例

- ・発達障害を含む障がいのある生徒
- ・外国につながる生徒
- ・性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒
- ・東日本大震災で被災した生徒や原子力発電所事故により避難している生徒 等

オ 教職員の資質向上

学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事例をもとに事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る。

カ 学校評価による取組の改善

学校いじめ防止基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

キ 未然防止等に関する年間計画

年間計画を別に定める。別紙2

(2) いじめの早期発見・早期対応

ア いじめの情報共有の体制整備

教職員がいじめを発見又は相談を受けた場合は、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を怠ることのないように、学校として、いじめの情報共有の手順や情報共有すべき内容を明確に定めておく。

イ 生徒の実態把握

生徒に対する日常的な観察を基盤に、いじめ対策委員会のもとで定期的なアンケート調査等を行い、必ず複数の目による状況の見立てを行う。

ウ 相談体制の整備

心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得るなど、生徒、保護者、教職員に対する相談体制を整備する。いじめの相談を受けた場合には、家庭や地域等と連携し、いじめを受けた生徒やいじめについて報告した生徒の立場を守る。

エ いじめに対する措置

- ・いじめの通報を受けたり、生徒がいじめを受けていると思われたりするときは、教職員は速やかに、いじめ対策委員会に報告し、学校の組織的対応につなげる。また、いじめが確認された場合には、県教育委員会に報告する。
- ・いじめが確認された場合は、いじめをやめさせ、再発防止のため、いじめ対策委員会を中心に、必要に応じて心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の協力を得て、いじめを受けた生徒とその保護者に対する支援、いじめを行った生徒とその保護者に対する指導、助言を継続的に行う。
- ・必要に応じて、いじめを行った生徒を、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるようにする。
- ・いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることのないよう、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとる。
- ・いじめが「解消している」状態とは、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安とし止んでおり、②いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことの2点が満たされていることとする。また、いじめが「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、警察に相談し、連携して対応する。また、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察へ通報し、適切な援助を求める。

オ 関係機関との連携

日頃から警察や相談機関等と協力体制を確立し、いじめが起きたときに、状況に応じて連携し、早期に対応する。また、学校が常設する組織には、必要に応じて児童相談所や医療機関等の外部専門家の参加について協力を求める。

カ いじめ発生時の対応フロー図

いじめの防止、発見、対応等の一連の手順について別に定める。別紙3

第3章 重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、重篤な内容であることから、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」を踏まえ、十分に注意して適切に対処する。

1 重大事態のケース

「重大事態」とは次の3つの場合をいう。

(1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

具体的には

- ア 生徒が自殺を企図した場合
- イ リストカットなどの自傷行為を行った場合
- ウ 暴行を受け、骨折したり歯が折れたりした場合
- エ 嘔吐や腹痛などの心因性の身体反応が続く場合
- オ 金品等に重大な被害を被った場合

(2) 欠席の原因がいじめと疑われ、生徒が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。

(3) 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき。

申し出の時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大な事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言することはできない。

2 重大事態についての調査

(1) 重大事態が発生した場合、校長はその概要を県教育委員会に報告する。

(2) 県教育委員会の判断のもと、速やかに県教育委員会又は学校のもとに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行う。不登校重大事態においては、原則として学校が主体となって調査を行う。

ア 学校に調査組織を設置する場合

(ア) 調査組織は「いじめ対策委員会」とする。その際は、重大事態の内容に応じて適切な専門家を加える。

(イ) 調査の実施

調査は、公平性、中立性が確保されるよう留意する。調査は、いじめの客観的な事実関係を明らかにすることを目的とするが、調査に協力し情報提供をしてくれた生徒が守られることを最優先しつつ、アンケート結果や聞き取り調査の結果については、被害生徒及び保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査対象となる生徒と保護者にも事前に説明する。

また、調査内容によって事態が広く知られることになり、被害生徒の学校復帰の妨げとならないよう十分注意する。

(ウ) 事情聴取を行う際の留意点

- ・加害生徒、被害生徒は別室において個別に聴取する。

- ・事情聴取は必ず複数で行い、1人は記録係となり詳細に記録を残す。
- ・双方の言い分の相違点があれば、継続して聴取を行い、事実を合致させる。

(エ) その他の対応

- ・関係保護者、警察等関係機関のみならず、PTA役員等との連携
- ・関係生徒への指導
- ・関係保護者への対応
- ・関係生徒の在籍する学級、部活動の生徒への指導
- ・全校生徒への指導
- ・類似する事案に対する今後の対応策の検討（再発防止策の検討）

イ 県教育委員会に調査組織を設置する場合

県教育委員会の指示に従って、資料の作成・提出、調査への協力を行う。

3 情報の提供

いじめを受けた生徒及びその保護者に、調査結果をもとに、重大事態の事実関係などの情報を提供する。